

大総務第 53 号
令和 2 年 8 月 4 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体である株式会社大阪港トランスポートシステム及び阪神国際港湾株式会社に係る次の中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市港湾局長から依頼があったので、同項の規定により諮問します。

記

中期目標案 別紙のとおり。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

(株) 大阪港トランスポートシステム

2 所管所属名

港湾局

3 中期目標の期間

令和2年9月1日から令和7年3月31日

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

本市臨海部における交通需要に対応する輸送手段となる鉄道路線として整備する北港テクノポート線のうち、2025年日本国際博覧会の会場となる夢洲地区への主要な輸送手段となる鉄道路線である南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

・北港テクノポート線のうち、南ルート部分を中期目標期間終了時まで、開業している状態。

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：「事業費をベースとした事業進捗率」

目標：100%

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

【R2年度】

・過去に策定された事業収支について検討のうえ関係者間での調整を行い、資金調達スキームを確定させるとともに事業実施（インフラ部）に係る鉄道事業法上の工事計画（鉄道事業計画）の変更について、国土交通省との協議を経て、認可にかかる申請を行い、その認可を得ること

【R3年度以降】

・R2年度に変更する鉄道事業計画に則った着実な工事の推進に取り組むこと

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

【R2年度】

指標：資金調達スキーム（事業収支に係る関係者間での役割分担（費用分担））の確定

指標：事業実施（インフラ部）に係る鉄道事業法上の工事計画の変更手続きの完了

【R3年度以降】（※4(3)に同じ。）

指標：「事業費をベースとした事業進捗率」

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

阪神国際港湾（株）

2 所管所属名

港湾局

3 中期目標の期間

令和2年9月1日から令和7年3月31日

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

阪神港（大阪港及び神戸港）のうちの大阪港において、外貿埠頭の利用を拡大することで貨物取扱量を増大させること、また、フェリー航路数を維持すること

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

外貿埠頭の利用拡大により貨物取扱量が増大している状態、また、フェリー航路数が維持されている状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

- ・集貨事業の推進等による貨物取扱量の増大

指標：集貨実績

目標：2020年度～2024年度末において累計10万TEU（年2万TEU）の集貨増をめざす

- ・フェリー航路数の維持

指標：フェリー航路数

目標：現状の4航路（志布志、別府、新門司、東予）を維持すること

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

○集貨事業の推進等による貨物取扱量の増大

【集貨事業の推進】

- ・国や本市等と共に阪神港（大阪港）の集貨事業などの取り組みを紹介するセミナーの開催等の戦略的なポートセールスを実施していくこと

【港湾機能の強化に資する施設整備】

- ・コンテナ埠頭の機能強化のため、高規格のガントリークレーン2基の新規整備及び既

存のガントリークレーン4基の更新整備を行うこと

【コンテナ埠頭周辺の渋滞緩和に向けた「港湾情報システム」の導入】

- ・総合的なコンテナ物流滞留対策を実施するための方策の一つとして「港湾情報システム」の導入を行うこと

○フェリー航路数の維持

- ・大阪港で発着するフェリー航路の認知度向上と利便性のアピールによりフェリー利用の促進を図るため、本市が実施するフェリー振興策に対し協力するとともに、阪神国際港湾(株)としてのノウハウを活用しフェリー振興策を実施すること

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例(可能な限り定量的なもの)

○集貨事業の推進等による貨物取扱量の増大

- ・集貨事業の推進(※4(3)に同じ)

指標：集貨実績

- ・港湾機能の強化に資する施設整備

指標：整備対象となるコンテナ埠頭のガントリークレーンの基数(新規及び更新)

- ・コンテナ埠頭周辺の渋滞緩和に向けた「港湾情報システム」の導入

指標：「港湾情報システム」の導入

○フェリー航路数の維持

- ・フェリー航路数の維持

指標：本市が実施するフェリー振興策に対する協力回数

阪神国際港湾(株)として実施するフェリー振興策の回数